

※令和7年4月から「業務継続計画未策定減算」及び「介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）」を追加・削除しました。

釧路市 訪問型サービス(訪問介護相当) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス(訪問介護相当)11	1週当たりの標準的な回数を定める 場合	1週に1回程度の場合		1,176	1月に つき	
A2	1211	訪問型サービス(訪問介護相当)12		1週に2回程度の場合		2,349		
A2	1321	訪問型サービス(訪問介護相当)13		1週に2回を超える程度の場合		3,727		
A2	2411	訪問型サービス(訪問介護相当)21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当、訪問型 サービスである場合		287	1回に つき	
A2	2511	訪問型サービス(訪問介護相当)22		生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満		179		
A2	2621	訪問型サービス(訪問介護相当)23		生活援助が中心である場合 所要時間45分以上		220		
A2	C211	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める 場合	1週に1回程度の場合	12単位減算	1月に つき	
A2	C212	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算12			1週に2回程度の場合	23単位減算		
A2	C214	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算13			1週に2回を超える程度の場合	37単位減算		
A2	C216	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当、訪問型サービスである場合		3単位減算	1回に つき	
A2	C217	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算22		生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満		2単位減算		
A2	C218	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算23		生活援助が中心である場合所要時間45分以上		2単位減算		
A2	D211	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める 場合	1週に1回程度の場合	12単位減算	1月に つき	
A2	D212	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算12			1週に2回程度の場合	23単位減算		
A2	D214	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算13			1週に2回を超える程度の場合	37単位減算		
A2	D216	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算21		1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当、訪問型サービスである場合			3単位減算
A2	D217	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算22			生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満			2単位減算
A2	D218	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算23			生活援助が中心である場合所要時間45分以上			2単位減算
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月に つき		
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算	1回に つき 1月に つき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の15%加算		
A2	4001	訪問型サービス(訪問介護相当)初回加算	初回加算			200単位加算		
A2	4003	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	1回1 月 限度	
A2	4002	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算		
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50単位加算	50	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000加算	1月に つき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000加算		
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-1		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の221/1000加算		
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の208/1000加算		
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の200/1000加算		
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の187/1000加算		
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の184/1000加算		
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の183/1000加算		
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の182/1000加算		
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の188/1000加算		
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の142/1000加算		
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の139/1000加算		
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の121/1000加算			
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の118/1000加算			
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の100/1000加算			
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ-14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の76/1000加算			

※令和7年4月から「業務継続計画未策定減算」及び「介護職員等処遇改善加算(V)」を追加・削除しました。

釧路市 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に訪問型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1121	訪問型サービスA(緩和した基準による)11	1週当たりの標準的な回数を定める 場合	1週に1回程度の場合		1,058	1月につ き	
A2	1221	訪問型サービスA(緩和した基準による)12		1週に2回程度の場合		2,114		
A2	2421	訪問型サービスA(緩和した基準による)21	1月当たりの回数を定める場合			258	1回につ き	
A2	C221	訪問型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める 場合	1週に1回程度の場合	11単位減算	-11	1月につ き
A2	C222	訪問型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算12			1週に2回程度の場合	21単位減算	-21	
A2	C226	訪問型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算21		1月当たりの回数を定める場合		3単位減算	-3	1回につ き
A2	D221	訪問型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める 場合	1週に1回程度の場合	11単位減算	-11	1月につ き
A2	D222	訪問型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算12			1週に2回程度の場合	21単位減算	-21	
A2	D226	訪問型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算21		1月当たりの回数を定める場合		3単位減算	-3	1回につ き
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算		1回につ き
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算		
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	初回加算			所定単位数の15%加算		1回につ き
A2	4011	訪問型サービスA(緩和した基準による)初回加算	生活機能向上連携加算Ⅰ			200単位加算	200	1月につ き
A2	4013	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4012	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6112	訪問型サービスA(緩和した基準による)口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000加算		月1回 限度 1月につ き
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000加算		
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000加算			
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2			所定単位数の208/1000加算			
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3			所定単位数の200/1000加算			
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4			所定単位数の187/1000加算			
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5			所定単位数の184/1000加算			
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6			所定単位数の163/1000加算			
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7			所定単位数の163/1000加算			
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8			所定単位数の158/1000加算			
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9			所定単位数の142/1000加算			
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10			所定単位数の139/1000加算			
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11			所定単位数の121/1000加算			
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12			所定単位数の118/1000加算			
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13			所定単位数の100/1000加算			
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14			所定単位数の76/1000加算			

※訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表6001～8002(6112を除く)まではA2において共通のサービスコードです。